資料３－１

公立大学法人大阪第１期中期計画の一部変更について

１　変更の目的

令和２年３月２４日、設立団体（大阪府・大阪市）から公立大学法人大阪へ中期目標の一部を変更し指示したことに伴い、中期計画の一部を変更する。

（中期目標の一部変更にかかる経過）

* 令和２年１月、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪による新大学基本構想を策定。
* これを踏まえ、公立大学法人大阪の中期目標の一部を変更し、令和２年３月２４日に設立団体（大阪府・大阪市）から公立大学法人大阪へ指示。
* 中期目標の主な変更内容としては、
* 大阪市立大学と大阪府立大学の統合による新大学を2022年度に設置する旨を明記。
* 新大学に関する目標として、新大学の基本的役割（教育・研究・社会貢献）や、大阪の発展に貢献する２つの新機能（都市シンクタンク機能や技術インキュベーション機能）、国際力の強化などの内容を目標に追加。

２　中期計画の変更内容

（１）「はじめに」部分への一部文言の追加

　（２）「第７　両大学の統合等に関する目標を達成するために取るべき措置」の「１　両大学の

統合による新大学実現へ向けた取組の推進に関する目標を達成するための措置」及び「２

両大学の連携の推進に関する目標を達成するための措置」の変更

　（３）第７の「３　新大学に関する目標を達成するための措置」を新設

３　中期計画期間

2019年4月～2025年3月

４　中期計画に係る評価委員会の意見聴取について

　地方独立行政法人法第26条第１項の規定により、地方独立行政法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされており、同第78条第４項の規定において、設立団体の長の認可にあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

＜地方独立行政法人法（抜粋）＞

（中期計画）

第二十六条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

２～４　略

（中期目標等の特例）

第七十八条

１～３　略

４　設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。